

# 西東京市公民館事業計画

(令和3年度～5年度)

令和3年3月

西東京市公民館

# 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| はじめに                               | 2  |
|                                    |    |
| I これからの西東京市公民館がめざすこと               | 3  |
| 1 基本理念                             | 3  |
| 2 基本目標                             | 3  |
| 3 基本方針                             | 4  |
|                                    |    |
| II 西東京市公民館が大切にしてきたこと               | 8  |
| 1 公民館とは                            | 8  |
| 2 西東京市公民館のあゆみ                      | 8  |
| 3 西東京市公民館のいま                       | 9  |
|                                    |    |
| III 西東京市の計画において公民館に求められる役割         | 11 |
| 1 西東京市教育計画                         | 12 |
| 2 その他の関連計画                         | 12 |
|                                    |    |
| 【資 料】                              |    |
| 1 西東京市公民館事業計画検討懇談会設置要領             | 13 |
| 2 西東京市公民館事業計画検討懇談会傍聴要領             | 15 |
| 3 西東京市公民館事業計画検討懇談会委員名簿             | 18 |
| 4 西東京市公民館事業計画検討懇談会検討経過             | 19 |
| 5 西東京市公民館のあゆみ（西東京市公民館だより第 223 号一面） | 20 |

## はじめに

平成31年4月24日の公民館運営審議会答申「西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について」において、教育計画の目標や内容を踏まえて中長期的視点で一貫性のある運営を目指すために、期間を5年間とする公民館事業の長期計画策定とその評価の実施を提案されたことを受け、講座等の主催事業についての中期計画を策定します。

本計画は、上位計画である西東京市第2次総合計画・後期基本計画及び西東京市教育計画、並びに西東京市地域福祉計画、西東京市子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画において、公民館が求められている役割を踏まえ、中期的な視野に立って事業を実施していくための基本目標と基本方針を示すものです。

計画期間は、西東京市教育計画に合わせ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間とします。

# Ⅰ これからの西東京市公民館がめざすこと

## 1 基本理念

学ぶ権利は基本的人権のひとつであり、公民館は、市民の学ぶ権利と学習の自由を保障する社会教育機関です。

- (1) 公民館は、市民が集い、自由に学び、交流し、つながる場です。年齢・性別・障がいの有無・国籍・所得等にかかわらず、だれもが、他者とともに学び、交流し、活動することを通して、自らの人生と生活を豊かにすることを支援します。
- (2) 公民館は、主権者としての市民が育つ場です。だれもが、歴史と社会の形成者として、主体的に学び、社会に参画していくことを支援します。
- (3) 公民館は、市民主体の地域づくりの拠点です。市民が、学びを通して、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくことを支援します。

## 2 基本目標

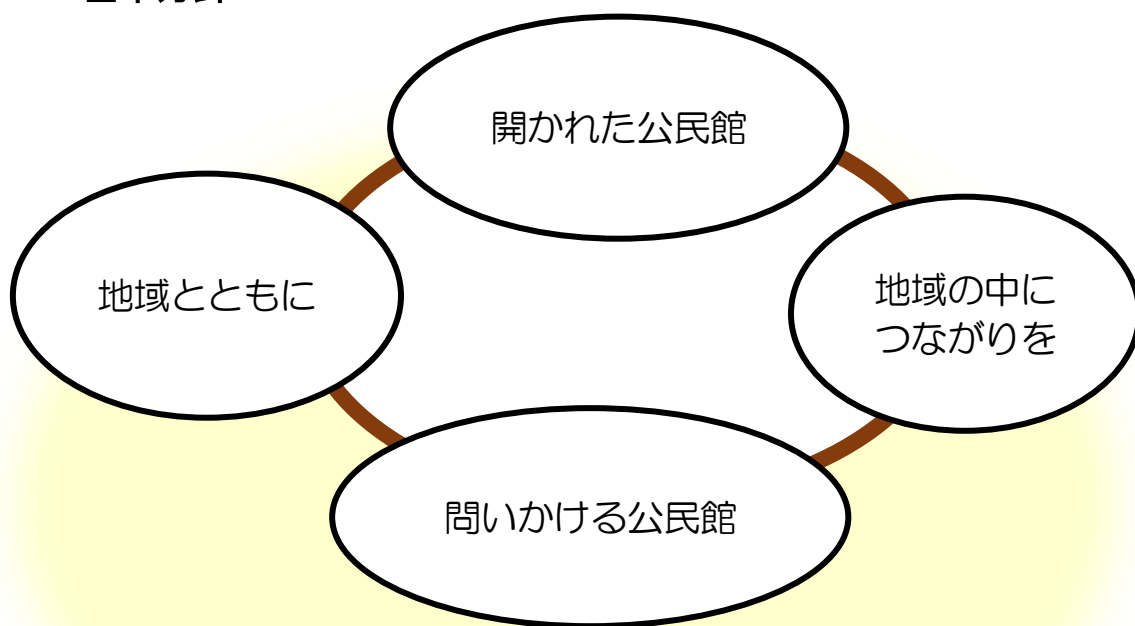
### 共生社会の実現に向けて、地域の中へ踏み出す公民館

西東京市公民館は、これからの3年間、地域で、地域とともに、地域と向き合って、主催事業を展開していきます。

多様なあり方を尊重し、一人ひとりの人格を大切にしながら、ともに生きる社会を形成していくための学びを大切にし、人と人、団体・機関相互がつながり、協力して課題を解決していく営みを支援します。

みんなで平和で民主的な社会を築いていくために、そこに住む人たちが集い、議論し、学び合う。そのための「やかた」として、戦後、公民館はつくられました。公民館という施設の中だけにとどまらず、地域のあちこちで、市民の自由な学び合いが行われる。そのようなまちをめざして、西東京市公民館は、多様な主催事業を実施して市民に学びの機会を提供するとともに、市民の主体的な活動を支援していきます。

### 3 基本方針



西東京市公民館は、今までも、これら4つのことを大切にして、事業を実施してきました。

この4つは、相互に関連し合っています。

「開かれた公民館」と「問いかける公民館」は、公民館がもつ機能の2つを表し、表裏一体ともいえるものです。「地域ととともに」は、公民館がこの2つの機能を果たすとき、大切にしたい方法です。この機能と方法がめざすことは、「地域の中につながり」です。地域の中に生まれたつながりは、「地域ととともに」をさらに進めます。

今後3年間は、特に、この4つの基本方針を意識し、関連づけ、個人・団体・関係機関と連携しながら地域の中で実施する事業に取り組みます。

#### 開かれた公民館～あらゆる市民に向けて

今期（令和元年度～5年度）の西東京市教育計画策定にあたり、平成29年に西東京市教育委員会が小学生、中学生、青少年、一般市民（20歳以上）を対象に実施した調査によると、一年間に公民館を利用したことがあると回答したのは、一般市民の29.5%、青少年の24.3%でした。利用しない理由としては、一般市民、青少年ともに、「特に理由はない」がもっとも多く、次いで「利用する時間がないから」となっており、合わせると、一般市民64.7%、青少年63.3%となります。「公民館で行っている事業等に興味がないから」と回答したのは、一般市民19.9%、青少年18.9%でした。

3年前のものですが、この調査から20歳以上の市民の7割近くが1年間に1回も公民館を利用したことがないことがわかります。

西東京市公民館は、まだ公民館に来たことがない市民にも足を運んでもらえるような取り組みをしていきます。

### 【取組事業】

- 身近に感じてもらえるように、気軽に参加でき、市民の関心に沿うような多様で幅広い事業を行います。
- 市民の潜在的ニーズの把握に努め、現役世代や若い世代など、公民館の利用が少ない層に向けた事業に取り組みます。
- 独居の高齢者、異なる文化背景を持つ人、障がいのある人、困難を抱えている人など、社会的制約を受けやすい人、社会的に孤立しがちな人を対象とした事業に取り組みます。
- 市民が必要とする情報を手にすることができるように、また、公民館が届けたい情報を届けたい人に届けることができるように、市ホームページやSNSの活用をすすめ、広報活動の充実に努めます。

### 問いかける公民館～地域・社会と向き合う

公民館は、だれもが利用できる開かれた場であると同時に、自ら主体的に学ぼうとする市民の学習活動を保障し、支援する教育機関です。顕在化していない市民の学習ニーズをとらえて学びの場を提案します。また、市民の主体的な学習の進展に寄り添いながら、次へとつながる学びの場を提供します。

### 【取組事業】

- 市民が抱く疑問や漠然とした不安、直面する問題等を学習課題化し、学びの場を提案します。
- 市民が主体的に学びを発展させていくことができるよう、継続的に学びの場を用意します。
- 市民が学びを実践につなげていく営みを支援します。

## 地域とともに～地域の中で、一緒に

西東京市公民館は、今まで、主に公民館施設を、人と人が出会い交流する場、人と人がともに学び合う場として事業を行ってきました。これからは、これに加え、学びの場を館外に広げ、まちの中で、地域で活動する個人・団体・機関とともに、事業を実施していきます。

### 【取組事業】

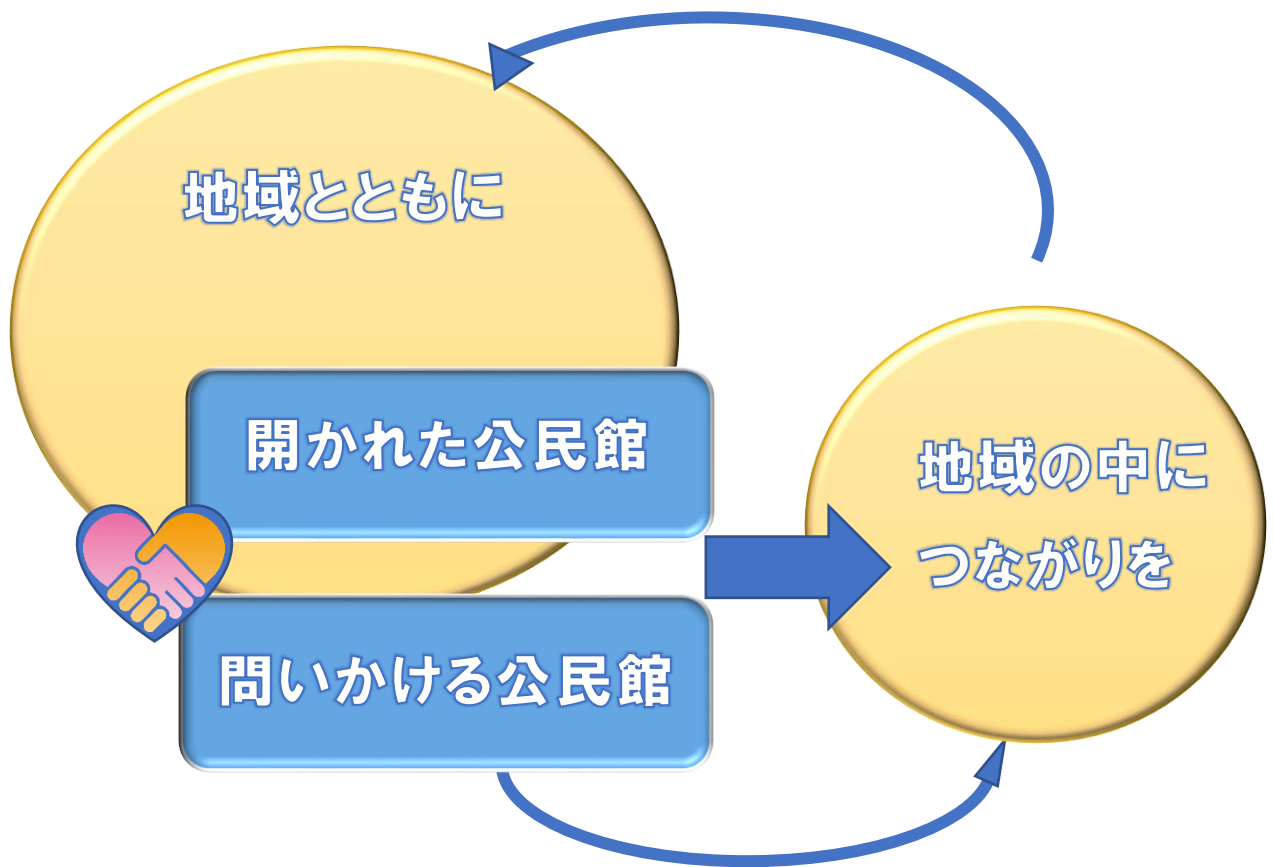
- 公民館の中にとどまらず、他の公共施設や公共的空間など、地域の中で事業を実施します。
  - ・まちを歩き、地域を知る事業を実施します。
  - ・個人や団体が運営する地域の居場所で、一緒に事業を行います。
- 市民、団体、機関等と連携・協働して、事業に取り組みます。
  - ・受講者や公民館で活動する団体が、公民館での学びや活動の成果を地域へと広げていくことを支援します。
  - ・他課や関係機関と課題・目的を共有し、それぞれの独自性をいかして役割分担しながら、連携して事業に取り組みます。
- 地域の課題と向き合い、学習課題化して、学びの場を提案します。
- ロビーを、公民館施設内にとどまらない、地域へと広がる、まちの中の出会いと交流の場として活かしていきます。

## 地域の中につながりを～ともに生きる地域を

このように、これからの西東京市公民館がめざすのは、「市民が足を運んでみたくなる公民館」、「市民が学びを深める公民館」、「市民の中へ、地域の中へと向かう公民館」です。その先に、地域の中で、人と人、団体・機関相互、個人と団体・機関がつながる未来があると考えます。

### 【取組事業】

- 地域の中に、学びを通して人と人が出会い、交流し、関係を育む機会を生み出します。
  - ・日々の暮らしの中では知り合う機会が少ない人と出会い、交流する機会を提供します。
- 地域で活動する多様な団体・機関が関係を形成していくことを支援します。





## II 西東京市公民館が大切にしてきたこと

### 1 公民館とは

公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法に根拠をもつ社会教育機関です。

教育を受ける権利は、憲法第 26 条に規定された基本的人権のひとつです。

社会教育法第 20 条は、公民館の目的を「市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と定めています。

ユネスコ学習権宣言（第 4 回ユネスコ国際成人教育会議（パリ）、1985 年 3 月 29 日）では、「学習権は…基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動は…人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。」と謳っています。

### 2 西東京市公民館のあゆみ

西東京市は、平成 12 年 1 月 21 日、田無市と保谷市の合併により誕生しました。西東京市公民館は、新市誕生後数年間の 2 地区公民館・4 分館体制を経て、平成 16 年 4 月、中央館・5 分館体制となりました。その後、平成 28 年 4 月に中央館・4 分館・1 分室体制になっています。

両市の公民館の歴史は古く、保谷市の公民館は、昭和 22（1947）年に東京都で 4 番目の公民館として設置されました（当時は保谷町）。田無市の公民館は、昭和 27（1952）年に開設されています（当時は田無町）。1960 年代の高度経済成長期、区部に隣接していた両市では急激なベッドタウン化が進みました。そのような中、公民館は、市民の文化・学習活動の場として、また、住環境の整備を求めて活動する市民が集い、話し合う場として、利用されていました。

田無市の公民館は、市民福社会館の建設に伴い、建物が取り壊され、昭和 44（1969）年に廃止されましたが、市民の運動により再建されました。それが、昭和 50（1975）年 6 月開館の現田無公民館です。その後建設された田無市の芝久保公民館、谷戸公民館、保谷市の柳沢公民館、ひばりが丘公民館は、市民参加で設計されました。それは、昭和 49（1974）年 3 月に東京都教育庁が出した、都市型公民館の一つの在り方を示した提言「新しい公民館像をめざして」（通称「三多摩テーゼ」）の実現をめざした取り組みでした。

両市では、市民参加による公民館運営審議会 2 号委員（公民館利用団体及び社会教育関係団体の代表）の選出、市民と一緒に講座を企画する準備会、公民館運営に対する市民の

意見・要望を聞く利用者懇談会、市民が企画した事業を講師料の負担等で支援する事業等が実施され、市民主体の公民館活動が活発に行われていました。公民館は、市民が自らの自治能力を高め、主権者として主体的にともに生きる地域社会をつくっていく学びを支援してきました

西東京市公民館は、このような、両市の公民館が市民とともに育んできた理念を引き継いでいます。

### **3 西東京市公民館のいま**

#### **(1) 西東京市公民館が大切にしている学び**

##### **① 関係の中での学び**

公民館の主人公は市民です。

学ぶことは、個人の生活を、そして、人生を豊かにします。

西東京市公民館では、市民一人ひとりが、同じ地域に住む他者と交流し、共感したり、議論したりしながら、互いを認め合い、学び合うことを大切にしています。人とともに、関係を育てながら学ぶ営みは、人と人のつながりを生み出します。つながりは、個人の生活や人生をさらに豊かにするとともに、人と人が関係の中で生きる地域社会の創造につながります。

中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興について」（平成 30 年 12 月 21 日）は、社会教育が果たしてきた役割として、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を挙げていますが、西東京市公民館は、このことに取り組んできたといえます。

##### **② 自治を担う市民が育つ学び**

西東京市公民館は、地域づくりの主体は市民であると考えます。そして、市民が自治の担い手として育つことを支援する学びを大切にしています。

##### **③ 社会への参画につながる学び**

西東京市公民館は、障がいのある市民や異なる文化背景をもつ市民など社会的制約を受けやすい人を対象とした事業を実施しています。社会的に孤立しがちな人たちが学びを通して人とつながること、マイノリティが大切な構成員として地域社会に参画していくことを大切にしています。

## （２）西東京市公民館がこれまでに取り組んできた事業

西東京市公民館は、田無市・保谷市の時代から、専用の保育室を設置して育児期の女性が学ぶ機会を提供し、また、障がいのある人のひとつの社会参加の場として、障害者学級を実施してきました。このほかにも、日本語以外の言語を母語とする市民を対象とした日本語講座など、社会的制約を受けやすい人を対象とした事業に取り組んでいます。近年では、ひきこもりや不登校など社会的に孤立しがちな人やその家族に向けた事業を実施しています。

東日本大震災以後は、地域コミュニティの価値が見直されたことを受け、地域の中につながりをつくることを課題に全館で防災講座に取り組んでいます。

また、財政分析の講座、子どもの貧困を取り上げた講座、性的マイノリティやハンセン病等の人権にかかわる講座、環境講座、高齢社会の課題を考える講座など、地域課題や生活課題、現代的課題を取り上げてきました。平成 30 年度文部科学省白書では、現代的・社会的な課題として、意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応、人権教育の推進、子どもの貧困対策、主権者教育の推進、環境教育・環境学習の推進等が挙げられていますが、西東京市公民館は、このような課題に取り組んでいます。

多世代が参加する事業や障がいのある人もない人もともに学ぶ事業など、市民の交流をはかる事業も実施しています。

### Ⅲ 西東京市の計画において公民館に求められる役割

市は、基本構想で示した将来像やまちづくりの方向性を実現するために、基本計画で施策を示し、実施計画で取り組む事業を示しています。公民館は、この総合計画と教育計画を踏まえて、事業を実施します。また、この2つの上位計画のほかにも、庁内他課が策定した関連計画の中で、公民館は、各施策が示す事業の実施主体として位置付けられています。

公民館が施策の実施主体として位置付けられている関連計画には以下のものがあります。

1) 西東京市第2次総合計画・後期基本計画

6つの方向性の中のうち、「創造性の育つまちづくり」において、公民館には、子どもの居場所の充実、学びを通じた人づくり・地域づくり事業の充実、子育て世代の学びの支援が求められています。

2) 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度） ※12 頁参照

3) 第4期西東京市地域福祉計画

公民館には、地域共生社会の実現に向けて、各種講座の実施等が求められています。

4) 西東京市第4次男女平等参画推進計画

公民館には、男女平等参画の推進や子育て支援を目的とした各種講座の開催や情報提供が求められています。

5) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（平成27年度～令和6年度）

公民館には、子どもの権利の実現や男女共同の子育てをすすめるために、子どもとおとな、それぞれへの学習機会の提供等が求められています。

6) 西東京市障害者基本計画（平成31（2019）年度改定）

公民館には、障がいのある人が、生涯を通じて、地域の中で主体的に活動し、安心して暮らすことができるように、障害者学級や障がいのある人となない人が交流する事業の実施が求められています。

7) 西東京市第2期文化芸術振興計画

基本方針の中で、文化芸術を通じて地域住民が交流し、地域参加の機会を増やすことにより、だれもが住みやすいまちづくりを目指すことが挙げられています。公民館には、市民が気軽に文化芸術に親しむことができる事業や多様な地域人材と連携した事業、世代を超えて多様な市民が交流する事業等が求められていると考えられます。

## 1 西東京市教育計画

前述の関連計画の中で、社会教育機関である公民館の直接の上位計画は教育計画です。

教育計画の中で、公民館は、以下の課題に取り組むことが求められています。

### ①学習機会の提供

ア) 社会的に制約を受けやすい人も含め、だれもが学ぶことができるように

イ) ライフステージのどの時期でも学ぶことができるように

### ②学びを通じた地域コミュニティづくり

### ③地域の関係機関・団体との連携・協働

### ④子育て支援

ア) 子育て世代の支援

イ) 子育てを支援する地域づくり

## 2 その他の関連計画

前述の関連計画のうち、教育計画を除く6つの計画で示されている共通の理念には、以下のことがあります。これらは、公民館の事業計画策定にあたり、市がとらえている地域課題として考慮する必要があります。

### ①人権の尊重

### ②共生社会の実現（共に生きる地域社会の醸成）

### ③住民の主体的参加による地域づくり

### ④子育て支援・子どもへの支援

## 資料 1

### 西東京市公民館事業計画検討懇談会設置要領

#### 第 1 設置

西東京市公民館事業計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市公民館事業計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### 第 2 所掌事項

懇談会は、計画の策定に関することについて検討し、その結果を西東京市公民館長（以下「公民館長」という。）に報告する。

#### 第 3 構成

懇談会の委員は 7 人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 西東京市公民館運営審議会委員 5 人以内
- (2) 西東京市公民館職員 2 人以内

#### 第 4 任期

委員の任期は、第 2 に規定する所掌事項についての検討の結果を公民館長に報告する日までとする。

#### 第 5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第 6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### 第 7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5 人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 第 8 謝金

第 3 第 1 号に規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

## 第9 庶務

懇談会の庶務は、教育部公民館において処理する。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、公民館長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

## 資料 2

### 西東京市公民館事業計画検討懇談会傍聴要領

#### 第1 趣旨

この要領は、西東京市公民館事業計画検討懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会議会場の定員を勘案して座長が定める。

#### 第3 傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市公民館事業計画検討懇談会傍聴届(様式第1号)に住所、氏名、及び電話番号を記入の上、会議会場入口に設置する受付(以下「受付」という。)に提出しなければならない。

2 傍聴人は、会議の傍聴を希望する場合は、事前に公民館に申し込まなければならない。

3 傍聴人は、開催日時を公表した時から先着順で決する。

#### 第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) ICレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6の規定により撮影又は録音することにつき、座長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

#### 第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害になるような行為をしないこと。

#### 第6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

#### 第7 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

#### 第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。



い。

#### 第9 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

#### 第10 委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

様式第 1 号(第 3 関係)

年 月 日

西東京市公民館事業計画検討懇談会傍聴届

西東京市公民館事業計画検討懇談会傍聴要領第 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

**資料3**

西東京市公民館事業計画検討懇談会委員名簿

| 氏 名    | 区 分            | 備 考          |
|--------|----------------|--------------|
| 大友 禾弘子 | 西東京市公民館運営審議会委員 | 市民公募         |
| ○伊藤 邦子 | 西東京市公民館運営審議会委員 | 学習・文化団体等     |
| ◎小野 修平 | 西東京市公民館運営審議会委員 | 学習・文化団体等     |
| 小沼 純子  | 西東京市公民館運営審議会委員 | 民生・児童委員、育成会等 |
| 倉持 伸江  | 西東京市公民館運営審議会委員 | 学識経験者        |
| 高田 敦子  | 西東京市公民館職員      | 教育部公民館長      |
| 國府方 秀喜 | 西東京市公民館職員      | 教育部公民館長補佐    |

◎＝座長      ○＝副座長

**資料4**

西東京市公民館事業計画検討懇談会検討経過

| 実施日       | 会 議 | 検 討 内 容                                                                                                                                                              |
|-----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年7月29日 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・座長及び副座長選出</li> <li>・会議の運営方法等について（傍聴、会議録）</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」（事務局案）について説明</li> </ul> |
| 令和2年8月20日 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」の構成についての検討</li> </ul>                                                                              |
| 令和2年10月7日 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」の構成についての検討</li> </ul>                                                                              |
| 令和2年12月2日 | 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館運営審議会第6回定例会における意見交換を受けて、「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」の基本目標、基本理念、基本方針についての検討</li> </ul>                                       |
| 令和3年2月3日  | 第5回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館運営審議会第7回定例会における意見交換を受けて、「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」全体についての検討</li> </ul>                                                    |

西東京市公民館運営審議会定例会における意見交換

| 実施日        | 会 議     | 内 容                                                                                  |
|------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年11月18日 | 第6回定例会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）素案」について</li> </ul>      |
| 令和3年1月27日  | 第8回定例会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）素案」修正案について</li> </ul>   |
| 令和3年2月17日  | 第9回定例会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）（素案）」修正案について</li> </ul> |
| 令和3年3月17日  | 第10回定例会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市公民館事業計画（令和3～5年度）」について（承認）</li> </ul>    |

# 西東京市公民館のあゆみ

旧田無市、旧保谷市の時代まで遡って、西東京市公民館の変遷を紹介します。

## ～ 旧田無市 ～

田無町公民館開設(田無町335番地、現西東京郵便局の場所)  
(廃止された自治体警察田無町警察署の庁舎を改修)  
田無小学校前の仮事務所に移転  
田無公民館落成式  
(西東京市民会館があった場所に木造の公民館を新設)



1959年田無公民館

市制施行  
市民福祉会館建設に伴い、町立公民館は取り壊され、公民館事務所は田無児童集会室に移転

公民館条例廃止  
公民館の事業は社会教育課に引き継がれる

「田無市立公民館条例」施行  
田無市立中央公民館(現田無公民館)開館

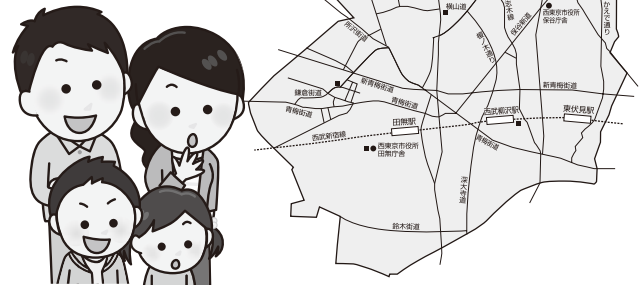
公民館だより創刊号発行

芝久保地区社会教育施設検討協議会発足

谷戸地区社会教育施設建設委員会発足

田無市立芝久保公民館開館

田無市立谷戸公民館開館  
独立館方式の3館体制となる。



※写真は、西東京市中央図書館 地域・行政資料室所蔵

1947年 昭和22年 5月 10

1948 昭和22 4

1950 昭和25 6

1952 昭和27 4

1953 昭和28 10

1955 昭和30 12

1958 昭和33 7

1959 昭和34 4

1961 昭和36 1

1967 昭和42 6

1968 昭和43 10

1969 昭和44 3

1971 昭和46 11

1974 昭和49 4

1975 昭和50 1

1976 昭和51 6

1977 昭和52 11

1978 昭和53 10

1979 昭和54 4

1981 昭和56 4

1982 昭和57 3

1983 昭和58 8

1984 昭和59 6

1986 昭和61 4

1987 昭和62 5

1989 平成元 4

1990 平成2 4

1999 平成11 4

2000 平成12 4

保谷中学校開校(現保谷小学校と同じ場所にあった)  
保谷町公民館設立(保谷中学校内に併設)

保谷中学校移転に伴い、公民館も移転(上保谷1367番地、現保谷町四丁目)

「保谷町公民館設置条例」制定。公民館運営審議会発足

「保谷町教育委員会設置条例」制定

「保谷町青年学級開設に関する条例」制定

保谷中学校移転に伴い、公民館も移転(上保谷389番地、現柳沢公民館がある場所)

公民館に専任職員配置

「保谷町公民館運営に関する規則」制定

「公民館だより」発行

「保谷町公民館使用条例」制定 1961年保谷町公民館

保谷町公民館建設・開館(上保谷300番地、現東伏見小学校敷地内)

(保谷第二小学校改築に伴って出た古材を使用して建設)

市制施行

機構改革により1課3係となり、社会教育係から公民館係が独立する。

(社会教育課公民館係)

住吉町に公民館開館(図書室開設)。名称「保谷市公民館」本館の役割を担う。旧公民館は「東伏見分館」となる。

保谷市公民館条例改正(第7条使用料、第8条使用料の納入削除)公民館施設使用料が無料になる。

専任公民館長配置(社会教育課より分離独立。課待遇となる)

「公民館だより」発行復刊(手書き謄写印刷)

「公民館だより」市報最終ページに掲載(月2回)

「公民館だより」独立発行(月1回)

東伏見分館が独立して「東伏見公民館」となり、「住吉公民館」(旧本館)と2館体制となる。(独立館方式)

(仮称)柳沢駅前公民館・図書館建設に伴う懇談会実施

柳沢駅南口公民館・図書館建設検討委員会発足

柳沢公民館開設準備室設置

保谷市立東伏見公民館廃館

保谷市立柳沢公民館開館

ひばりが丘地区公民館建設検討委員会発足

ひばりが丘公民館開設準備室設置

保谷市立ひばりが丘公民館開館。独立館方式による3館体制となる。

「公民館だより」毎月発行から隔月発行に変更(偶数月発行)

「保谷市公民館条例」廃止

「保谷市公民館設置及び管理等に関する条例」施行

独立館方式から中央館方式に変更

(中央館：柳沢公民館、分館：住吉公民館、ひばりが丘公民館)



## ～ 西東京市公民館 ～

| 年    | 月    | できごと                                                                                                                                                                    |
|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2000 | 平成12 | 6 田無市・保谷市合併協議会において「2地区公民館・4分館方式」を決定                                                                                                                                     |
| 2001 | 平成13 | 1 田無市・保谷市合併により西東京市誕生「西東京市公民館設置及び管理等に関する条例」制定<br>2地区公民館・4分館方式となる。<br>地区公民館の名称を田無公民館(旧中央公民館)、保谷公民館(旧柳沢公民館)とする。<br>公民館運営審議会委員は田無地区10人、保谷地区9人。<br>6 「西東京市公民館だより」創刊号発行(毎月発行) |
| 2003 | 平成15 | 9 「西東京市公民館設置及び管理等に関する条例」改正                                                                                                                                              |
| 2004 | 平成16 | 4 中央館・5分館方式に変更<br>保谷公民館を中央館とする。<br>公民館運営審議会を一本化(委員は14人以下。うち公募委員2人)                                                                                                      |
| 2005 | 平成17 | 5 「新しい公民館・図書館のあり方について(提言)」(西東京市新しい公民館・図書館のあり方策定委員会)                                                                                                                     |
| 2008 | 平成20 | 3 西東京市住吉公民館閉館<br>6 西東京市保谷駅前公民館開館                                                                                                                                        |
| 2015 | 平成27 | 12 「西東京市公民館設置及び管理等に関する条例」改正                                                                                                                                             |
| 2016 | 平成28 | 4 西東京市ひばりが丘公民館は柳沢公民館(中央館)の分室となる。                                                                                                                                        |

## ● 旧保谷市の公民館 ●

旧保谷市の公民館は、1947(昭和22)年10月に、現在の保谷小学校と同じ場所にあった保谷中学校内に設置されたことに始まります。東京都で4番目に設立された公民館でした。1961(昭和36)年には、東伏見小学校敷地内に独立した建物ができて移転。1971(昭和46)年に住吉町に本館が開館すると(旧住吉公民館)、東伏見小学校内の公民館は分館となりました。

1982(昭和57)年4月には、東伏見分館が独立して館長と職員が配置され、住吉公民館と東伏見公民館の2館体制となりました。

翌年2月、柳沢駅南口に建設される都営住宅に、公民館・図書館が併設されることが決まりました。当時、保谷市は、教育中期計画で、市内4駅の近くに公民館を設置する4館構想を策定していました。柳沢公民館は、その構想を現実のものとする初めての公民館でした。翌3月、教育委員会は、東伏見小学校で「市民の意見を聞く会」を開き、この場で参加者から市民参加の建設検討委員会の設置が提案されると要綱を制定し、市民の代表と事務局から構成される柳沢駅南口公民館・図書館建設検討委員会を発足させました。そして、柳沢公民館は市民参加で設計されました。1990(平成2)年4月開館のひばりが丘公民館も、ひばりが丘地区公民館建設検討委員会が組織され、市民参加で設計されました。

合併の前年、2000(平成12)年4月に、旧保谷市公民館は独立館方式から中央館方式へと変わりました。

**西東京市公民館事業計画（令和３年度～５年度）**  
**発行：令和３年３月**

**西東京市教育委員会 教育部公民館**

〒202-0022 東京都西東京市柳沢一丁目 15 番 1 号

電話 042-464-8211 ／ Fax042-464-8212

メールアドレス [kouminkan@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:kouminkan@city.nishitokyo.lg.jp)